

特別決議Ⅱ

被爆者は「戦争する国づくり」に反対する

戦争はいやです。私たちは訴えます。

「本当に戦争はしてはいけない。戦争っていうのは人殺しですから。相手を殺さなくちゃ自分が殺される、だから戦争は絶対にしてほしくないと思う。……一つしかない母と父からもらった命。命を大事にしてほしい」。

被爆・戦後 70 年、広島 of 被爆者は二首の短歌に思いを託しています。

「・原爆の非人道を怒りしも加害の歴史しかと見つめむ

・正当なる言いわけなぞ無し戦いを捨つる勇氣と核の廃絶」

(以上 2015 年『被爆者からのメッセージ』から)

広島・長崎の惨禍を生んだ戦争。その戦争を始めたのは誰ですか。戦争はどのように起こされ、行われましたか。問い、考えましょう。

憲法 9 条の意味を考えましょう。

政府は、当初、憲法 9 条を「直接には自衛権を否定して居りませんが、第九条第二項に於て一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、又交戦権も抛棄した」(吉田茂首相)と解釈していました。

その後 9 条は、自衛隊を設置するために『個別的自衛権』を認めたことで歪められ、昨年 7 月 1 日の閣議決定で『集団的自衛権』の行使を容認し、いま骨抜きにされ、無きものにされようとしています。

安倍首相は口を開けば「国民の命と安全を守る安全保障法制の整備」と繰り返し、自衛隊を派遣するかどうか決断するのは首相とも語っています。

国民は、命を、首相と内閣に託すことはできません。

私たち被爆者は、自らの命、子と孫の命、すべての人の命を守るために、憲法 9 条を護り活かし、戦争を起こさせないことに全力を尽くします。

2015 年 6 月 10 日

日本原水爆被害者団体協議会第 60 回定期総会